

堺市生活困窮者自立支援法施行細則の一部を改正する規則

堺市生活困窮者自立支援法施行細則（平成２７年規則第６１号）の一部を次のように改正する。

第２条中「様式第１号」を「様式第１号（甲）（乙）」に改める。

第３条第１項中「住居確保給付金の支給の」を「省令第１１条第１項第１号の規定による住居確保給付金の支給の」に、「により住居確保給付金の」を「によりその」に改める。

様式第１号中「住居確保給付金に」を「生活困窮者自立支援法施行規則第１１条第１項第１号の規定による住居確保給付金の支給に」に改め、同様式の注書４中「第１１条第１項第２号」を「第１１条第１項第１号ロ」に改め、同様式を様式第１号（甲）とし、同様式の次に次の１様式を加える。

（次の１様式 別記）

様式第４号の注書４中「第１１条第１項第２号」を「第１１条第１項第１号ロ」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号（乙）（第2条関係）

堺市住居確保給付金支給決定通知書

年 月 日

様

堺市長



年 月 日付けで申請のあった生活困窮者自立支援法施行規則第11条第1項第2号の規定による住居確保給付金の支給について、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 支給額 円
- 2 支給方法
- 3 支給対象となる住宅 名称
所在地

注意

- 1 受給者は、転居先の住宅へ転居した後、転居先の住宅に係る初期費用以外の支給対象経費（家財の運搬費用、原状回復費用等）の実際の支出額を確認できる書類（領収書等）を自立相談支援機関に提出してください。
- 2 転居先の住宅に係る初期費用等の一部支給を受けている方については、実際の支出額が支給額を上回っていた場合、支給額の上限額以内かつ支給対象経費であり、社会通念上、妥当な範囲内であれば、申請により支給額の変更が可能な場合がありますので、自立相談支援機関に申し出てください。
なお、実際の支出額が支給額を下回っていた場合は、受給者から差額の返還を求めます。
- 3 生活困窮者自立支援法施行規則第17条ただし書の規定により本給付金を支給決定者に直接支払う場合は、本給付金の支給後、当該支給決定者が貸主等に入居に要する費用を支払ったことを証明する文書等を堺市に提出するよう求めることがあります。

（教示）

- 1 この決定に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内の間（この決定があった日から1年を超えることができません。）に限り、堺市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内の間（この決定があった日から1年を超えることができません。）に限り、堺市（代表者は、市長）を相手方として、この決定の取消しを求める訴えを提起することができます。